**寄　附　申　込　書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　野田村長　小野寺　勝幸　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒　 　－

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　ご住所

ふりがな

お名前

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail

　私は、岩手県野田村へ寄附を申し込みます。

　　　　ご寄附いただく金額　　　　　　　　　　　　　円

《 通信欄 》

●使途の指定内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 指定 | 金　額 |
| 1. 健康で生きがいをもって暮らせる福祉社会に関する事業 |  | 円 |
| 1. 快適な環境と安全で住みよいふるさとづくりに関する事業 |  | 円 |
| 1. 豊かな心と文化を育む生涯学習に関する事業 |  | 円 |
| 1. 地域活力を創造する産業の振興に関する事業 |  | 円 |
| 1. その他目的を達成するために村長が必要と認める事業 |  | 円 |

※使途を指定するときは、指定する事業の指定の欄に○印と金額を記入してください。

使途を指定しないときは⑤の指定があったものとします。

該当する項目に〇印をご記入ください。

●氏名の公表等（野田村では寄付者の氏名及び住所(市区町村名まで)を公表しています。）

　【　】希望しない

●支払い方法

【　】郵便振替　【　】銀行振込　【　】現金書留　【　】その他（　　　　）

●ワンストップ特例申請 ※詳細は裏面をご覧ください。

【　】希望する

●自由記載欄（メッセージ等がありましたら、ご記入ください。）

送信先：〒028-8201　岩手県九戸郡野田村大字野田20-14　野田村役場 未来づくり推進課

電話:0194-78-2963　 FAX：0194-78-3995 　E-mail:mirai\_mi@vill.noda.iwate.jp

ワンストップ特例制度について

**ワンストップ特例制度とは？**

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、以下の条件を満たせば

ふるさと納税の確定申告が不要になる制度です。

制度の活用により、主にサラリーマンなどの給与所得者は、

確定申告を行うことなくふるさと納税を行えるようになりました。

☑ ふるさと納税以外の確定申告が不要な給与所得者（会社員など）の方

☑ １年間（1月～12月）でふるさと納税の寄附先が５自治体以内である方

**※５自治体までであれば、寄附は何度でも行うことが可能です。**

**必要書類ってなに？**

**１．ワンストップ特例申請書**

申請を希望された場合、「寄附受領証明書」とともに郵送します。

**２．マイナンバーおよび申請者本人を確認できる書類**

以下のA、B、Cのいずれかの組み合わせで提出してください。

**マイナンバーカードのコピー**

**表面＋裏面の２枚**

次のうちいずれか**１点**

**・マイナンバー通知カードのコピー**

**・マイナンバーの記載されている  
住民票の写し**

次のうちいずれか**１点**

**・運転免許証のコピー**

**・パスポートのコピー**

次のうちいずれか**１点**

**・マイナンバー通知カードのコピー**

**・マイナンバーの記載されている住民票の写し**

次のうちいずれか**２点**

**・健康保険証のコピー**

**・年金手帳のコピー**

**・提出先自治体が認める公的書類のコピー**

**Cパターン**

**Bパターン**

**Aパターン**



****

**受付期間はいつまで？**

申請書を、**寄附の翌年１月10日まで（必着）**に提出してください。

＊寄附受領証明書に記載されている受領日(入金日)が、12月31日に間に合わなかった場合、

税の控除を受けられるのは翌年分となります。

＊提出が間に合わなかった場合は、確定申告をする必要があります。